

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく事前備置書面)

令和 4 年 1 月 7 日
株式会社クシム

株式交換に係る事前開示事項

5 当
産
号
別

東京都港区南青山六丁目 7 番 2 号
株式会社クシム
代表取締役 中川 博貴



6 株
第
本

当社は、令和 3 年 12 月 20 日付でチューリンガム株式会社（以下「チューリンガム」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、令和 4 年 3 月 2 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、チューリンガムを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める当社の事前開示事項は以下の通りです。

記

1 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 のとおりです。

3 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4 チューリンガムについての次に掲げる事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 最終事業年度における計算書類等の内容別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

チューリンガムは、2021年12月27日を効力発生日として、1株に対して1,000株の株式分割を行い、同月30日を効力発生日として株式会社SEVENTAGEを株式交付により子会社化しました。

- 5 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第4号イ）
別紙4の通りです。

- 6 株式交換が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第5号）

本株式交換は、会社法第799条第1項の規定の適用を受けないため、該当事項はありません。

以上

6

7

(会社

(会社

条第3

状況に



株式交換契約書

株式会社クシム（以下「甲」という。）及びチューリンガム株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり、2021年12月20日（以下「本契約締結日」という。）付で、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲 商号：株式会社クシム

住所：東京都港区南青山六丁目7番2号

乙 商号：チューリンガム株式会社

住所：東京都千代田区神田鍛冶町3丁目7番地神田カドウヂ2階

第3条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に5.26を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。ただし、乙が実施する2021年12月27日を基準日及び効力発生日とする株式分割（1株を1,000株に分割する）（以下「乙株式分割」という。）が中止された場合には、乙の普通株式の数の合計数に5,260を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式5.26株（乙株式分割が中止された場合には5,260株）の割合をもって割り当てる。
- 3 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第4条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金はゼロとし、増加する準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適宜に定める金額とする。

第5条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年3月2日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

- 第6条（株式交換契約の承認）
1. 甲及び乙は、2022年1月27日開催の定期株主総会において、本契約の承認及び株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲は、乙と協議の上、この期日を変更することができる。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び株式交換に必要な事項に関する株主総会決議による承認を求めるものとする。

2021年12月20日

第7条（自己株式の消却）
乙は、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時ににおいて消却する。

第8条（会社財産の管理）
甲及び乙は、本契約締結日から効力発生前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもつて自己的業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。なお、乙株式分離及び2021年12月30日を効力発生日とする乙を株式交換会社、株式会社SEVENTAGEを株式交換子会社とする株式交付を実施することとは、甲は予め同意するものとする。

第9条（本契約の解除）
本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となつた場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

- 本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。
(1) 効力発生日の前日までに、本契約につき甲又は乙のいずれかについて、第6条に定める株主総会の決議による承認が得られなかつた場合
(2) 本株式交換に関し、法令に基づき効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出等が完了しなかつた場合
(3) 前条に基づき本契約が解除された場合

第11条（裁判管轄）
本契約に因連する甲乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関する事項につき疑義が生じた場合は、甲及び乙は、相互に誠実に協議して解決に努める。
本契約の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙各代表者記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

甲 所在地： 東京都港区南青山六丁目7番2号
会社名： 株式会社クシム
代表者： 代表取締役 中川博貴

乙 所在地： 東京都千代田区神田錦町3丁目7番地
会社名： チューリンガム株式会社
代表者： 代表取締役 三瀬修平




別紙2

交換対価の相当性に関する事項

令和4年1月7日

東京都港区南青山六丁目7番2号
株式会社クシム
代表取締役 中川 博貴

株式会社クシム（以下「甲」という。）は、令和4年3月2日を効力発生日とし、甲を株式交換完全親会社、チューリンガム株式会社（以下「乙」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）について締結した株式交換契約における会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関し、下記のとおり判断いたしました。

1 交換対価の総数の相当性に関する事項

本株式交換に際しては、乙の普通株式1株に対して甲の普通株式5.26株を割り当てます。ただし、乙が実施する2021年12月27日を基準日及び効力発生日とする株式分割（1株を1,000株に分割する）が中止された場合には、乙の普通株式1株に対して甲の普通株式5,260株を割り当てます。

交付する株式数の算定に当たっては、公正性・妥当性を確保するために、甲及び乙から独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に対して算定を依頼しました。甲は、その算定結果を参考に、監査等委員会からの株式交換における前提条件と子会社化後の「のれん代」の償却等による税務会計上の留意と特別利害関係者を含むガバナンスの安定に関する指摘事項等々を考慮した上で、慎重に検討し、乙との間で協議・交渉を重ねた結果、上記の株式数が交換対価として相当なものであるとして合意に至ったものであり、その内容は相当と判断しております。

2 交換対価として甲の普通株式を選択した理由

乙の株主による甲の普通株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果及びこれによるクシムグループ全体の企業価値の向上の効果を享受する機会を乙の株主に対して提供できる一方で、乙の株主は、流動性の高い甲の普通株式を市場で取引することで隨時現金化することも可能となることを踏まえ、甲の普通株式を交換対価として選択しました。

3 乙の株主の利益を害さないように留意した事項

甲及び乙は、共通支配下関係にはないため、該当事項はありません。

4 株式交換完全親会社となる甲の資本金及び準備金の額に関する事項の相当性

本株式交換による甲の資本金及び準備金の増加額は、本株式交換後の甲の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に勘案した上で、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

以上

決 算 報 告 書

(第 2 期)

自 2020年 1月 1日
至 2020年12月31日

チューリンガム株式会社

貸 借 対 照 表

2020年12月31日 現在

チューリングム株式会社

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	383,593
現 金 及 び 預 金	57,454,300	未 払 金	57,348
売 掛 金	10,105,600	未 払 法 人 税 等	290,000
仮 払 税 金	42,000,000	預 り 金	36,245
未 収 還 付 消 費 税 等	48	負 債 の 部 合 計	383,593
	5,348,652	純 資 産 の 部	
【固定資産】	670,500	【株主資本】	57,741,207
【投資その他の資産】	670,500	資 本 金	51,500,000
敷 金	447,000	資 本 剰 余 金	50,000,000
長 期 前 払 費 用	223,500	資 本 準 備 金	50,000,000
		利 益 剰 余 金	-43,755,793
		そ の 他 利 益 剰 余 金	-43,755,793
		繰 越 利 益 剰 余 金	-43,755,793
		(うち当期純損失金額)	43,676,773
		自 己 株 式	-3,000
資 産 の 部 合 計	58,124,800	純 資 産 の 部 合 計	57,741,207
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	58,124,800

損 益 計 算 書

自 2020年 1月 1日
至 2020年12月31日

チューリンガム株式会社

(単位：円)

科 目	金 額
【売上高】	
売 上 高	52,861,364
売 上 高 合 計	52,861,364
売 上 総 利 益 金 額	52,861,364
【販売費及び一般管理費】	
販売費及び一般管理費合計	95,118,499
營 業 損 失 金 額	42,257,135
【営業外収益】	
受 取 利 息	336
雜 収 入	16,683
營 業 外 収 益 合 計	17,019
【営業外費用】	
為 替 差 損	1,146,657
營 業 外 費 用 合 計	1,146,657
經 常 損 失 金 額	43,386,773
税引前当期純損失金額	43,386,773
法人税、住民税及び事業税	290,000
当 期 純 損 失 金 額	43,676,773

販売費及び一般管理費内訳書

自 2020年 1月 1日
至 2020年12月31日

チューリンガム株式会社

(単位：円)

科 目	金 額
福利厚生費	226,368
外注費	19,245,020
接待交際費	212,355
旅費交通費	1,290,194
通信信費	49,693
消耗品費	1,503,525
水道光熱費	4,241
支払手数料	507,869
地代家賃料	5,110,175
保険料	40,000
租税公課	433,429
支払報酬料	1,204,333
長期前払費用償却	388,500
繰延資産償却	273,290
調査費	130,910
印刷費	2,911
備品費	2,647,994
業務委託費	61,602,493
雜費	245,199
販売費及び一般管理費合計	95,118,499

株主資本等変動計算書

自 2020年 1月 1日
至 2020年12月31日

チューリンガム株式会社

(単位：円)

【株主資本】

資 本 本 金	当期首残高	1,500,000
	当期変動額 増資	50,000,000
	当期末残高	<u>51,500,000</u>
資 本 剰 余 金		
資 本 準 備 金	当期首残高	0
	当期変動額 増資	50,000,000
	当期末残高	<u>50,000,000</u>
資 本 剰 余 金 合 計	当期首残高	0
	当期変動額	50,000,000
	当期末残高	<u>50,000,000</u>
利 益 剰 余 金		
そ の 他 利 益 剰 余 金		
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高	-79,020
	当期変動額 当期純利益金額	-43,676,773
	当期末残高	<u>-43,755,793</u>
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高	-79,020
	当期変動額	-43,676,773
	当期末残高	<u>-43,755,793</u>
自 己 株 式	当期首残高	-180,000
	当期変動額 自己株式の譲渡	177,000
	当期末残高	<u>-3,000</u>
株 主 資 本 合 計	当期首残高	1,240,980
	当期変動額	56,500,227
	当期末残高	<u>57,741,207</u>
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高	1,240,980
	当期変動額	56,500,227
	当期末残高	<u>57,741,207</u>

注記表

チューリンガム株式会社

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

貸借対照表に関する注記

消費税及び地方消費税の会計処理

税込経理

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 1,200株

自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式 2株

す。

別紙4

(1)

当社は、2020年9月10日開催の取締役会において、当社以外の全株主を対象としたライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て（当該ライツ・オファリングにより発行される株式会社クシム第8回新株予約権証券を、以下「本新株予約権」といいます。））を実施することを決議いたしました。

また、2020年10月21日開催の臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本新株予約権無償割当ての実施に関して、本株主総会に御出席された（書面投票を含みます。）株主の過半数の承認を得て実施いたしました。

本新株予約権の概要については、以下のとおりとなります。

- ①本新株予約権の総数：3,976,294 個
- ②本新株予約権の目的となる株式の種類：普通株式
- ③本新株予約権の発行による潜在株式数：3,976,294 株
- ④本新株予約権の行使価額：432 円/株（本件新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前日（2020年9月9日）の東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値1,400円の値を2020年10月27日の終値（以下「条件決定日株価」）が下回ったため、条件決定日株価863円を2で除した結果の値）
- ⑤本新株予約権の行使期間：2020年11月2日～2020年12月9日
- ⑥本新株予約権の行使株式数：3,486,436 株
- ⑦本新株予約権の行使比率：87.7%
- ⑧本新株予約権行使時の資本組入額：資本金 753,070,176 円（資本準備金 753,070,176 円）

(2)

当社は、2021年8月12日開催の当社取締役会において、W C P / I 投資事業組合を割当先とする第三者割当による行使価額修正条項付株式会社クシム第9回新株予約権（停止要請条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議し、2021年8月30日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了いたしました。

2021年8月31日から2022年1月5日までにおいて全ての本新株予約権の権利行使が行われております。

当該新株予約権の概要は、次の通りであります。

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 行使新株予約権個数 | 18,600 個 |
| ② 発行した株式の種類及び株式数 | 普通株式 1,860,000 株 |



③ 増加した資本金	305,157,300 円
④ 増加した資本準備金	305,157,300 円

2022年1月5日現在の発行済株式総数は9,351,036株、資本金は1,764,168,201円、資本準備金は1,505,295,701円となっております。